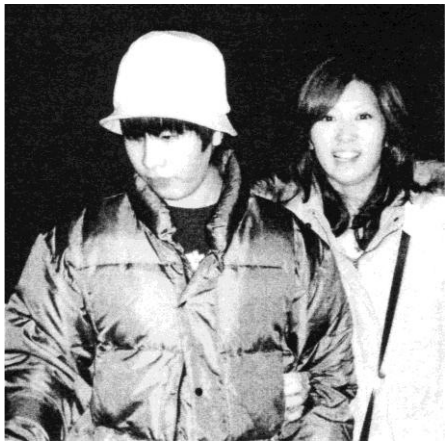


# 重度知的障害者の少年 階段から転落死

## 障害者は生きていても「社会に対する利益ない」という



(大人っぽく成長した伊藤晃平君)

### 名北福祉会は障害者の人権を守れ 障害者ゆえの補償ゼロは許されない

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(名古屋守山区・十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人名北福祉会ショートステイWITH(北区)でショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。

★入所の面接時、「手をつないでいなければ走行中の車でも向かっていきます。なにが危険か理解できません。二十四時間の見守りが必要である。部屋にはカギをかけてください。」等の趣旨を話し、ショートステイをお願いしました。

★しかし、晃平君は、トイレへ行こうと、就寝していた二階の部屋を一人で出てしまいました。晃平君が開けたドアは、トイレのドアではなく、真つ暗な階段室のドアでした。

★晃平君は、そのまま一階まで階段を転落し、わずか十五歳で帰らぬ人となりました。階段室のドアにはカギはかかっておらず、介護人もそばにいながら晃平君を止めることもしませんでした。

◆名北福祉会は、話し合いを求めても会議中とか弁護士が対応するとか、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。

◆話し合いに来たのは、あいおい損害保険会社の担当者でした。担当者は、「生きていても社会に対する利益がないケースだ」というのです。

◆名北福祉会は、慰謝料は払うが、逸失利益は認めない、重度障害者の命の価値は、健常者の三分の一にも満たないというのです。障害者には、人権も尊厳もないのでしょうか。

◆名北福祉会とあいおい損保の人権意識に是正を求めます。

◆加害者や保険会社には、障害者の逸失利益を認めない傾向があり、障害者の人権と尊厳を差別しています。こんなこと、いつまでも許されるのでしょうか？

◆憲法一四条の法の下の平等では、「社会的関係において差別されない」と、障害者基本法三条では「尊厳にふさわしい処遇を保障される」とあります。

◆すべての障害者が、人権と尊厳が保障される社会でありたいです。ご支援をお願いします。

#### ☆名北福祉会 要請先と要請事項

名古屋北区上飯田南町5丁目52の2  
電話 052の9111の1627  
要請事項 福祉行政の貧困を追究し、被害者に誠実に対応し、障害者を差別しないでください。

#### ☆あいおい損害保険会社

名古屋市中区千代田5の7の5  
電話 052の2522の5  
要請事項 障害者を差別しないで、障害者の尊厳と人権を保障してください。

平成 21 年 7 月 7 日 No1  
伊藤晃平君転落死裁判を支援する会  
住所 春日井市穴橋町3丁目2-9  
落合幸次方  
電話 090-1092-0138  
FAX 0568-83-9178

# 障害者の命の代償に平等と尊厳を

## 障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 **結成式!**

### 発会式

日時 九月二十六日(土)

午後一時三十分～四時

場所 名古屋市女性会館

2階 第一研修室

内容 ※ 裁判にいたる経過と裁判の本質(岩月浩二弁護士)  
※ 原告挨拶(伊藤啓子さん)  
※ 他

#### 【交通手段】

地下鉄東別院下車。

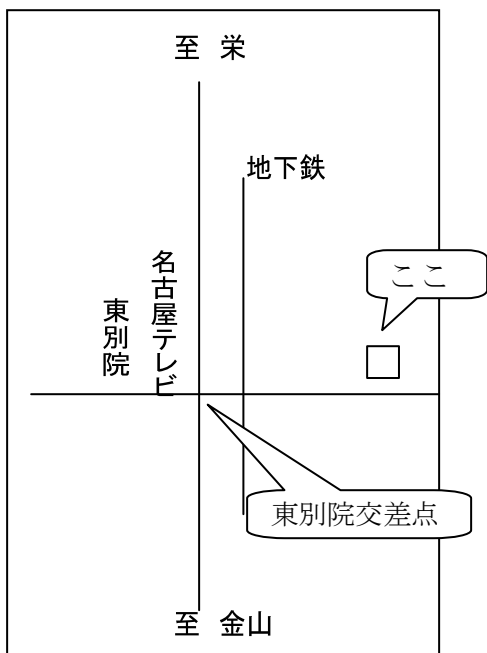
1番出口から東へ徒歩3分

駐車場は、女性会館北側に有料駐車場あり。

北側へ回るのが少しわかりにくいです。

住所……名古屋市中区大井町7番25号

電話 05233311081



平成十九年十二月二十二日の未明、重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(当時十五歳)が、名北福祉会ショートステイWITHH(ウイズ)という障害者施設でショートステイ中、階段から転落して死亡しました。介護人がそばにいての転落死でした。

障害者施設が加入する損害保険会社・あいおい損害保険株式会社の担当者は、「生きていても社会に対する利益がないケースだ」といって、逸失利益はゼロだといっています。名北福祉会も損害保険会社と同様の見解です。障害者施設の姿勢としても大きな怒りを感じます。

障害者の命の代償に平等と尊厳をもとめて、「障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会」を結成します。ぜひ、ご参加ください。(写真左 晃平君最後の家族旅行となりました。)

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会(準備会)

略称: 伊藤晃平君裁判を支援する会 2009年9月5日 No2

〒486-0853 春日井市穴橋町3丁目2番地9

落合幸次方

電話&FAX 0568-83-9178